

令和5年3月15日

千葉市教育委員会 様  
千葉市立 [ ] 小学校  
校長 [ ] 様

重大事態調査報告書

千葉市立 [ ] 小学校  
校内いじめ問題対策委員会

1 校内いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の構成員

校長 [ ] (令和3年度) [ ] (令和4年度)  
教頭 [ ]  
教諭 [ ] (教務主任) [ ] (生徒指導主任)  
[ ] (令和3年度・3学年主任) [ ] (令和3年度・3年2組担任)  
養護教諭 [ ]

2 対策委員会の活動経緯

(1) 申し立ての概要

令和3年4月13日に児童（以下「児童A」という。）の保護者から手紙による要望があった。手紙には「児童Aに対し、他の児童（以下「児童B」「児童D」という。）がクラス内で蹴る真似をしたり、悪口や嫌なことを言ったりするため、学校への行き渋りがある」旨が記載されており、その後担任に対して児童Aの保護者より以下の訴えがあった。

- ① アフタースクールで、1年次より、児童Aに対して児童B・Dから殴る・蹴る・すごむといったいじめがある。児童Aは、児童Aの保護者に「アフタースクールの指導員は、見ていてもやめさせなかったし、誰も助けてくれなかった。いじめられないように児童Bにおやつを差し出したりしている。」と訴えている。
- ② アフタースクールでのこのような状態に加え、3年生で編成された新しいクラス内において児童B・Dが蹴る真似をしたり、悪口や嫌なことを言ったりするため、学校への行き渋りにつながっている。

また、令和3年4月26日に児童Aとその保護者が来校し、担任と面談を行った。その際、児童B・Dに加えて他の児童（以下「児童E」という。）からの児童Aへのいじめの訴えがあった。具体的な訴えは、次の2点であった。

- ③ 令和3年4月22日、23日の両日に、アフタースクール教室において、児童Aが児童B・D・Eに背後から腕をつかまれ、無理やり女子児童（以下「児童C」という。）の胸や股を触れさせられた。
- ④ 令和3年4月23日夕方、アフタースクール前トイレで、児童Aがトイレの個室に入っているときに、児童B・Dが個室のドアを開けたり、はやし立てたりした。児童B・Dの近くにいた指導員はこれをやめさせようとしなかった。

3年生で編成された新しいクラス内で、児童B・Dから蹴る真似をされたり、嫌な言葉をかけられた

りしていることに加え、アフタースクールでの件以降、児童Aは、再び同様の事態が発生することが心配で登校できなくなった。

このことから、令和3年5月11日に対策委員会で検討を行い、いじめの疑いがあるのではないかと判断し、調査を行うこととした。

## (2) 対策委員会の調査の射程

- ・ 学級で児童Aと関わりがあった児童と指導者
- ・ アフタースクールで児童Aと関わりがあった児童と指導員
- ・ 児童Aが在籍していた学年の児童及び全校の児童

## (3) 対策委員会における調査・審議の概要及び過程

<申し立て③・④に対して>

令和3年5月11日 対策委員会開催

- ・ 経緯の確認
- ・ 対応方針の検討・決定

6月 1日 アンケート調査を実施

6月 2日 対策委員会開催

- ・ 対応方針の検討

6月 3日～6月 7日

アフタースクール指導員及びアンケートに記述のあった児童への聞き取り調査を実施

6月 3日～7月 2日

対策委員会開催

- ・ 聞き取り調査の内容の確認
- ・ 対応方針の検討・決定
- ・ いじめへの指導方法の確認
- ・ 状況・情報の共有
- ・ アンケート調査の内容の確認・共通理解
- ・ いじめの再発防止・早期発見への取組の検討

児童Aの保護者からの訴えを受けて、対策委員会にて協議し、アフタースクールで児童Aと関わりがあった児童とアフタースクールの指導員への聞き取り調査と全校児童にアンケート調査を実施することとした。

しかし、児童Aの保護者から「先生に話したことが児童B・Dにわかってしまうと仕返しが怖いのでわからないようにしてほしい」という話があり、児童Aと関わりがあった児童への聞き取りは実施できなかった。アフタースクールの指導員への聞き取りを行ったところ、アフタースクールの指導員に今回のいじめの認識はなかった。

令和3年6月1日に実施した全校児童へのアンケートから、記述のあった児童に事情を聴き、対策委員会で情報を共有するとともに、聞き取り内容の確認と今後の方針の検討を行った。アフタースクールの指導員へも確認したが、注意をしたことは覚えているが、具体的な内容は覚えていなかった。

いじめに対する指導については、学級担任がいじめを行った児童に対しての個別指導と、学年集会での全体指導とともに、いじめを行った児童の保護者へ助言を行うこととした。児童Aの保護者には、

児童Aが登校した際には、いじめの再発を防ぐために、教務主任を中心とした教職員が教室に入り見守りを行うという学校としての対応を提案した。

令和3年5月11日に学校から転校の案を保護者に伝えたこともあり、6月15日に児童Aの保護者より「転校したい」という申し出があった。7月6日には児童Aからも「転校を希望する」という意思を確認した。

児童Aが早退や放課後登校といった不規則な学校生活を続けている状況から、1日も早く安定した学校生活を送るためには、環境を変え、転校することが必要であると学校では考えた。

児童Aは、試行通学を経て、市内の小学校へ転校した。

<申し立て①・②に対して>

令和4年6月～10月 対策委員会開催

・調査報告書作成と修正

11月～12月

対策委員会開催

・聞き取り調査の内容の確認 ・対応方針の検討・決定  
・いじめへの指導方法の確認 ・状況・情報の共有

令和5年1月～

対策委員会開催

・調査報告書作成と修正

児童Aの保護者からの訴えを受けて、令和4年11月28日に対策委員会にて協議し、学級で児童Aと関わりがあった児童と指導員への聞き取り調査を実施することとした。

申し立て①と②の内容について、児童B・Dが明確に認めることはなかった。また、アフタースクールの指導員への聞き取りから、1年生当時は日常的に暴力沙汰があり、けんかも頻繁に起きていることが確認できた。

### 3 申し立て事案に関する事実関係と評価

#### (1) 事実関係

申し立て①と②については、令和3年度の児童Aからの聴取や児童Aの保護者から学校に対する報告内容のほか、令和4年度に聴取を行った対象児童からの供述、アフタースクールの指導員への聞き取りより、いじめがあったことを学校は認知し、当該事実があったと推認した。

申し立て③については、アンケートに記述のあった児童からの聞き取りにより、児童Aに対し、児童B・Eが令和3年4月22日、23日の両日に、アフタースクール教室において、背後から腕をつかみ無理やり児童Cの体を触れさせる行為があったことが判明した。児童Aは、この件以降登校できなくなった。児童Aの保護者から、これまでのアフタースクールや教室での暴言や暴力などのいじめ行為に加え、このことがきっかけとなり、再び同様の事態が発生することが心配で登校できないという訴えがあった。児童Aが苦痛を感じていることから、いじめ防止対策推進法に定義されたいじめがあったことを学校は認知し、事実として確認できた。

申し立て④については、認知はしたが、全校児童を対象に行ったアンケート調査、アンケートに記述のあった児童やアフタースクール指導員への聞き取り調査から、事実の確認には至らなかった。

## (2) 評価

今回の調査を振り返り、いじめに対する初期の対応ができなかったことは、学校が反省すべき点である。4月13日に保護者から手紙による訴えがあった際、担任から管理職への報告はあったが、管理職を含めた組織で対応することなく、保護者からあった学級での様子を見てほしいという要望のままの対応のみで、有効な手立てを実践することができなかった。いじめの対応ができなかった原因として、管理職を含めた速やかな組織対応ができなかったこと、児童の感じている苦痛を察知できず、児童に寄り添えなかったこと、保護者の不安への対応ができなかったこと、学級内のいじめを確認することができなかったことが挙げられる。

また、いじめの事実関係を調査する初期対応が遅れたことも学校が反省すべき点である。初期対応が遅れた原因は、管理職のいじめに対する意識が低く、管理職・教務主任・担任がどのような調査を行うかを検討するのに時間がかかったこと、児童の感じている苦痛に迅速に対応しなければならないという意識が不足していたことが挙げられる。

いじめに対しては、教職員が、日ごろから児童一人一人の様子を見守り、困った様子が見られたら声をかけ、児童が苦痛を訴えてきたら、その日の解決を心掛けることが必要である。そのような状況が起こった場合、迅速に対策委員会で対応を行う体制を構築していく必要がある。

今回、児童Aの保護者からいじめの訴えがあった際、いじめの訴えをしたのが児童Aだということをわからないようにしてほしいという要望が保護者からあった。この要望は、いじめの訴えが児童Aからあったということがいじめを行った児童にわかった場合に児童Aが再びいじめを受けるのではないかという本人の不安から出されたものであると思われる。児童にこのような不安を抱かせないように、日頃から児童と教師の信頼関係を築き、児童が教職員に相談しやすい関係を築く必要があったと考える。

さらに、アフタースクールとの連携については、週に1回は様子を見に行くなどして、学校から積極的にコミュニケーションをとり、児童の様子を共通理解していく必要があり、今後体制を早急に構築していく必要がある。

児童Aについては、居住地の学校ではないところへ通学することは、長期休業中や近所での遊び、進学等のことなどを考えると制限されることも多いので、転校以外の方法を提案できなかったのは、学校の至らなかった点であると考えられる。

## 4 対策委員会の見解

1年次から続くアフタースクール内でのいじめと3年次になってクラス内で起こったいじめに加え、令和3年4月22日及び23日にあったいじめ事案については、児童Aにとって相当な苦痛であったと考える。それ以降、再び同じようなことが起こるかもしれないという心配や不安は解消しなかったため、児童Aは、このいじめがきっかけで学校に登校できなくなったものと考えられる。

今回の調査を振り返り、いじめに対する初期の対応ができなかったことと、いじめの事実関係を調査する初期対応が遅れたことは学校が反省すべき点である。原因は、いじめに対する意識の低さがあげられる。また、アフタースクールとの協力体制の構築等も不足していた。

## 5 再発防止に向けての提言

再発防止に向け、次の内容を全教職員で確認した。

- ① 児童一人一人の気持ちに寄り添い、児童に学校生活で苦しい思いを抱かせてはならないという学校としての決意を、年度初めの職員会議で共有するとともに、指導主事を招聘して、いじめ問題に特化した校内研修を実施する。
- ② 日頃から児童一人一人に目を向け、観察するとともに、児童との細やかなコミュニケーションをとる中で、信頼関係を深め、年2回、7月と11月に教育相談週間を設けて、児童が教職員に相談しやすい関係づくりに努める。
- ③ いじめやその兆候をいち早く察知するために、毎月1回、児童へのいじめ調査アンケートを実施する。
- ④ いじめの兆候や疑いがあった場合は、教頭と教育相談主任を相談窓口とし、いじめの疑いのある情報を対策委員会で速やかに検討を行い、関係職員間で情報を共有し、迅速に組織で対応するとともに、情報をつかんだその日のうちに必ず保護者とも連絡を取り、連携しながら対応する。
- ⑤ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が日常的にいじめ問題に触れることで、学校教育全体を通し、いじめは人間として絶対に許されないという意識を児童一人一人に徹底させていく。
- ⑥ いじめに関する問題を児童一人一人が自分自身のこととして多面的・多角的に考えることができるよう、道徳的価値に関する問題解決的な学習や体験的な学習など、多様な指導方法を工夫する。
- ⑦ 教育委員会の各課・所をはじめ、関係機関との連携を日頃より構築し、すぐに相談を行うようにしていく。

再発防止に向けた手立てとして、児童や保護者からいじめの訴えがあった場合にはその日のうちに管理職に報告すること、その日のうちに事実関係を把握すること、毎月1回のいじめアンケートを実施することを全教職員で再確認するとともに、アフタースクールの職員とも定期的に情報共有する場を設けるようにした。また、日頃の学校教育において、いじめを絶対に許さない雰囲気为学校全体に醸成して指導していくことが、児童をいじめに向かわせないための未然防止に重要であるということを教職員全体で再確認し、再発防止に向け全力で取り組んでいく所存である。